

会 議 録

内容承認	公開・ 非公開	＜開催日＞令和元年 7 月 18 日（木）		＜傍聴人数＞ 3 名					
久保会長		＜時 間＞10:00～12:00		＜傍聴室＞					
浦嶋副会長 藤原修身委員		＜場 所＞ 市役所新館 4 階 第 1 委員会室		市役所新館 4 階 第 1 委員会室					
	公開								
＜名称＞ 第 5 回岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会									
＜出席者＞									
◇岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会委員									
（○出席、■欠席）									
井上	今西	浦嶋	城戸	久保	中牟田	野内	藤原(修)	藤原(亨)	松山
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇関係者									
花田中学校長会代表、篠本小学校長会代表、寺田幼稚園長会代表									
◇事務局									
樋口教育長、藤浪教育総務部長、谷学校教育部長、高井総務課長、井出学校給食課長、山本学校管理課長、倉垣学校教育課長、寺内人権教育課長、松本総務課参事、井上総務課参事、金永総務課査									
＜議題等＞									
1 開会									
2 議題									
(1) 事務局からの報告について									
(2) 小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方について									
(3) 適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策について									
(4) 適正化の際の留意点や実施手順について									
(5) その他									

＜概要＞

- 開会 事務局から本審議会成立の旨報告
- 議題（１）について事務局から説明、質疑
- 議題（２）について事務局から説明、質疑及び審議
- 議題（３）、（４）について事務局から説明、質疑及び審議
- 議題（５）事務局から次回開催スケジュール等の説明

【久保会長】

まず本会議の署名委員として藤原修身委員を指名いたします。藤原修身委員よろしくをお願いします。

それでは、議題（１）事務局からの報告についてお願いします。

【金永総務課主査】

【資料①】、【資料②】について説明。

【久保会長】

ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

なければ、議題（２）小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方についてに移りたいと思います。ここは前回の会議でいろいろなご意見をいただきました。そのご意見を踏まえて事務局で資料の修正をされたようですので、まずはその資料の説明をお願いします。

【金永総務課主査】

【資料③】について説明。

【久保会長】

ありがとうございました。本日は会議の前半部分で、学校規模の基本的な考え方について審議会として取りまとめる予定ですのでよろしくお願いします。

学級規模については、実人数で 25 人～35 人程度が望ましいということで、幅を持たした人数となっています。この考え方については、現在の義務教育標準法に基づく学級編成の基準に照らし合わせても、例えば 1 学年の児童数が 41 人であると、21 人と 20 人の学級編成ということになるため、実人数という前提でいきますと概ねこの程度が望ましいのではないかとということでもあります。

それでは、まず答申の骨子となってきます資料③の大きな 1 番についてはこのとおりでよろしいでしょうか。

【藤原修身委員】

1の(2)では複数学級の確保が前提のような表現になっていますが、そうでない場合もありうるということはどこかで盛り込まれているのでしょうか。

【久保会長】

私の見解では、複数学級の確保が望ましいという表現になっているので、そうでない場合もありうるという意味合いはこの表現の中に含まれていると思います。

【藤原修身委員】

望ましくない状態が慢性的に続いているのは行政の方はどう考えておられるのか。望ましいという表現を用いると、望ましくない状態がずっと続くことは行政として責任を問われないかということです。

【高井総務課長】

市では、本審議会から頂いた答申を基に今年度中に学校の適正規模や配置に関する基本方針の策定を予定しています。この方針を基に、単学級が大半を占める学校においては、その地域の皆さんと一緒に今後の方向性をどのようにしていくかという協議を進めていきたいと考えています。

【藤原修身委員】

どのような協議になってくるのでしょうか。

【高井総務課長】

子どもたちのより良い教育環境という点で考えると、私どもとしてはやはり各学年に複数の学級がある状態が望ましいと考えていますので、これをまず地域の皆さんにもお伝えしたうえで、今後の方向性について、一緒に協議していきたいと考えています。

【藤原修身委員】

具体的には統廃合という話や、統廃合はできないので今の単学級の状態のまましばらく運営していきますといった話が市から出てくるのでしょうか。

【高井総務課長】

今のところ、具体的にこの地域についてはこうしていくといった具体的な方向性は持ち合わせておりません。本審議会からの答申や、これから市で策定していく基本方針に盛り込まれた適正規模を確保するための具体的な方策を地域の方にお示

ししたうえで、協議を進めていきたいと考えています。

【久保会長】

それでは続いて、大きな2番の(1)望ましい学校規模についてはいかがでしょうか。

【今西委員】

教員の過重任務が解消できるような学校規模といった内容をどこかで触れられると良いなと思いますがいかがでしょうか。

【久保会長】

教員の負担を軽減するということは、子どもの教育条件を豊かにするといった趣旨のことを、答申を出す際にどこかで入れていければと思います。

私の意見を申しますと、これまでの議論は現在の法律、法令に基づく制度の中で学校の適正規模がどうなのかということです。この先仮に法律や制度が変わり、学級編成の基準などが変更されると、現在議論している適正規模の定義も変わってくることになります。このことを答申の中でも前提として明記したいと思います。この点について事務局の方で何かありますか。

【高井総務課長】

前提としての条件を答申の中で明記されることについて、特に異論はございません。

【久保会長】

それでは、答申の冒頭部分で、我々の議論の前提はあくまでも現在の法制であり、これは将来的には変わる可能性もあるということを明記しておきたいと思います。ほか、学校規模についてはこれでよろしいですか。それでは次の(2)望ましい学級規模についていかがでしょうか。浦嶋副会長のご意見もあり、「基準」から「目安」に文言が修正され、大変適切な表現になったと思います。これでよろしければ、次の(3)学級編成の基準については、大阪府の編成基準が示されていますので、これと先ほどまでに合意していただいた、(1)(2)の内容を表に反映すると2ページ下のように取りまとまります。この内容でよろしいでしょうか。

【藤原修身委員】

一点質問ですが、例えば38人の学年だと2クラスに分けるということはできるのでしょうか。もし分けると1クラス的人数が20人を下回るので(2)で示した

望ましい学級規模の人数を割ってしまいますが、このような場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

【久保会長】

大阪府の通常学級の編成基準については（３）の枠の中で示されているとおりです。この基準に加えて小学校３年生以上で３５人の学級を編成しようとする市独自の財源が必要になってきます。藤原委員ご指摘の３８人の場合クラスを分けるということについては、大阪府の基準を変えるか、市独自の基準を設けるといったことをしないといけません。ここで言及している学級規模はあくまでもこれぐらいの実人数が望ましいと言っている段階です。

【藤原修身委員】

４０人を超えた場合は自動的に分かれるということですね。

【久保会長】

はい。国の法律や大阪府の基準でも４０人を超えると２学級ということになります。ほかはよろしいでしょうか。それでは（３）についても合意されたということで、次に（４）学校規模の適正化の検討が必要な範囲についてであります。資料の枠の中にその範囲が示されています。この点について、何かご意見等ありますでしょうか。

【井上委員】

※１の記載の中で２／３以上の場合という表現がありますが、この２／３というものは何も根拠がないわけですので、もう少し表現の工夫ができないものかと思います。

【久保会長】

例えば井上委員はどのような表現が適切だとお考えですか。

【井上委員】

例えば、「複数の学年が単学級」や「相当数以上の学年が単学級」といった表現はいかがかということであります。８学級以下を検討範囲にすることについては異論はありませんが、２／３以上と定義化するとその数字が独り歩きしてしまうことを危惧しており、それだったら表現をもう少し柔らかくしてはという趣旨であります。

【藤原修身委員】

これは、これぐらいの学校規模になると、何らかの検討を始めていく基準という理解でよいのですね。例えば教育委員会がこの基準になったので適正化に向けた検討を進めるという範囲であるならば、何らかの具体的な数値が必要ではないかと思います。

【久保会長】

はい。藤原委員おっしゃるように、まさにこれぐらいの規模になると、これから先も現在のままでいいのかどうかという具体的、個別検討を進める対象基準をどうするかということであります。

【中牟田委員】

※1の「クラス替えができない学年が2/3」という表現が気になっており、例えば、「単学級の学年が過半数の場合」という表現の方が好ましいかと思いますがいかがでしょうか。

【井上委員】

その表現で結構かと思います。

【久保会長】

はい、それでは小学校については概ねこの表現で問題ないかと思います。次に中学校については、※2に記載があるとおり、教科担任制の観点から8学級以下を適正化検討の範囲としておりますが、いかがでしょうか。

【松本総務課参事】

戻って申し訳ないのですが、4ページ上の小学校の場合で、例えば4年生が3学級、6年生が4学級、それ以外の学年が単学級で合計11学級の場合であっても、単学級が過半数なので検討を進めていくという考え方でよろしいのでしょうか。

【久保会長】

はい。実際には考えにくいケースかと思いますが、例としてはあり得る例示だと思います。そこまでカバーした表現になっているかということです。この部分については次回に確定させるということによろしいでしょうか。どのような表現が一般的にカバーできるかということを次回までに考えたいと思います。

では、中学校の方はいかがでしょうか。

【今西委員】

３ページ下の各学校規模における教科別教員配置の例を見ると、８学級では３教科に穴が空き、９学級でもこの例を見ると技術が足りない状況になっていますが、８学級と９学級の間で検討する範囲の線を引くというのはどのような趣旨でしょうか。

【高井総務課長】

もちろん全教科で教員の配置ができることに越したことはないのですが、十分な教員配置という視点から考えると、８学級を切ると十分な教員配置がより難しくなるという趣旨のもと、８学級以下を適正化を検討する範囲としています。

【藤原修身委員】

そもそも、小規模になると教員の配置が十分になされないので、学校の適正化を検討していきますという考え方はいかがでしょうか。教員の人件費を賄うことで何とかできるのであればそのようにしていただくことはできないものかと思います。教育的な視点から考えて、クラス替えができない等といった理由であれば適正化に向けた検討をしていくことは理解できますが、人件費だけの視点で学校規模の検討をするというのは町会として納得できない部分があります。

【高井総務課長】

※２の部分では教員配置が不十分といった、教員に関わる記載になっていますが、これまでの議論の中で、中学校の適正規模については、教育的な視点から考えて、もちろんクラス替えができる規模の確保といったこともありますし、充実した部活動を行える程度の規模をとった意見もありました。それらを踏まえて、適正化を検討する範囲をお示しさせていただいています。

【藤原修身委員】

教員標準定数は国の法律で決まっているということであれば仕方ないのですが、例えば、通学区域の見直しといった適正化を図る場合、何故見直しを行うのかといったことを説明する時に、今の学校規模では先生が配置できないんですといった理由だと、説明するほうも大変だと思います。なかなか地域にも理解が得られないのではないかという気がします。

【久保会長】

藤原委員おっしゃるように非常に複雑な問題ですので、簡単な理屈で多くの人が納得できるというようなことにはならないと思います。ただ検討をしていく対象を

どこで線引きするかという部分について、この審議会で決めておかないと、地域での具体的な協議の場に至らないので、そういう意味でここでその対象範囲を決めているとご理解いただきたいと思います。

今西委員からのご指摘ありましたが、教員の過重負担を改善し、できるだけ授業に専念していただく環境を構築するという意味でも、中学校の場合はある程度の専任教員が各教科に配置されているということが大事になってきます。よって現行の制度では学級数は非常に大きな基準になってきます。そのように考えると中学校では8学級以下になると適正化の検討を進めないといけない段階ということではないでしょうか。例えばこの教員配置の例の表の9学級においても、国・社・数・理・英の教員は各2名となっており、各学年に1名ずつは配置されない状態です。これだと1つの学年だけの教材研究だけでは済まず、2つの学年の教材研究を行わないといけないわけで、それだけでも先生方の負担は大変だろうと思います。また音楽や美術等、芸術系の教科も極めて重要な教科だと思います。これらの教科に専任の教員がいる、いないで、学校の活動が大きく変わってくる可能性があります。そういう意味でも学級数と教員配置の関係は非常に重要であると思います。今の議論について校長先生からのご意見を頂けたらと思います。

【花田中学校長会代表】

教科別の教員については本来、技術家庭は教科の専門性から別の先生が1名ずつ配置されないといけません。また、トライシステムといった1人で2教科の資格を持っている教員を小規模校に優先的に配置するといった取り組みも以前から行ってきましたが、それでは1人の教員に相当の負担がかかってしまうという状況になっていました。現行の制度では小規模校に十分な教員配置は厳しい部分があると思いますが、少しでも多くの教員が配置されるとその負担は軽減されるという部分はあります。

【久保会長】

中学校の場合だと小規模校の学校になると教員配置の数が少なくなる為に、複数の教科の資格を持っている教員がいると、少ない人数の中でもカバーがしやすくなるということですね。ただそれは教員や生徒にとっても無理が生じるということです。

【今西委員】

それはやはり、規模が小さい学校になると、テストの作成や教材研究、校務分掌の問題を考えると教員一人当たりの負担が過重になるということですね。

【花田中学校長会代表】

はい。過重な負担になると思います。ただ規模が大きい学校では学年ごとに行っている業務を小さい学校では学校全体で縦割りをするなどして負担の軽減を図っています。小さい学校は小さい学校でメリットもあるので、うまく工夫をして先生の負担が過重にならないようにしています。

【久保会長】

それでは、(4)の学校規模の適正化の検討が必要な範囲について、小規模の小学校と中学校では理由は異なりますが、8学級以下の小学校、中学校、25学級以上の大規模の小中学校という3つの基準で検討していくということによろしいでしょうか。それでは次の(5)今後の児童生徒数の推移により検討する範囲についてはこの内容によろしいですね。最後に大きな3番の適正化検討の際の留意点についてです。概ねこの内容によろしいかと思いますが、一点だけ、次の議論にも関わってきますが、少し意見を申し上げますと、「保護者や地域住民～」という表現がありますが、特に中学校を検討の対象とした場合、その地域の小学生が、今後自分たちが通う中学校に影響してきます。どの程度までその意見を反映するかということは別として、小学生段階の子どもたちの意見を聞くということは岸和田市として大事な観点ではないかと思いますがいかがでしょうか。子どもの権利条約の観点からしても意見表明権といった条文がありますので、そこは少し先進的に小学生であれば意見も聞くということも大事なことでないかと思います。そういう趣旨を盛り込んでいきたいと思います。

それでは続きまして、議題(3)適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策について、議題(4)適正化の際の留意点や実施手順についてに入りたいと思います。まず事務局から資料説明をお願いします。

【金永総務課主査】

【資料④】について説明。

【久保会長】

ありがとうございます。ただいま説明がありました適正配置の具体的方策やその際の留意点等については、今日のこの後の議論と次回審議会の審議をもって、答申の骨子となるような考え方を取りまとめていけたらと考えていますので、よろしくお願いします。それではまず、大きな1番の適正配置の具体的方策についてご意見ご質問をお願いします。

【井上委員】

具体的方策について、通学区域の見直しを（１）で挙げているということは、まずこの方策から検討を進めるのかという確認と、（１）の方策を検討する前にまず小規模特認校制度の活用といった方策が挙げられてもいいのではないかと思います。この小規模特認校制度を適用するとすると、部活動や特別支援教育の充実や、外国人の児童生徒に対する手厚い学習支援、いじめや不登校の児童生徒に対する支援といった特色ある取り組みを行うことができるため、具体的方策のトップに掲げられるべきではないかと思います。

【久保会長】

小規模特認校制度は今年度から市内で一番規模の小さい東葛城小学校で実施され、市内全域から東葛城小学校に通学できるという制度です。井上委員のご提案は、地域に学校を残していくための手段として、東葛城小学校以外にも小規模特認校制度を活用するという方策を第一に挙げたらどうかというご意見でありました。今後の小規模特認校制度について事務局で何かお考えはありますか。

【高井総務課長】

小規模特認校は、豊かな自然環境の中で少人数という特色を活かした教育に取り組んでいる学校です。ただいま議論をお願いしている具体的方策については、適正規模を確保するために有効な手段でありますので、そのような視点でご検討いただけたらと考えています。

【久保会長】

地域に学校を存続させる１つの方法として、答申の中に書き込むという点については概ね合意できるのかと思いますが、井上委員いかがでしょうか。

【井上委員】

すべての学校の適正規模・配置を図るのではなく、山手地域や臨海地域といったエリアの特色を活かすことも大切であり、また地域には児童生徒が減っても学校を残したいという気持ちがあります。先ほど小規模特認校制度の活用を最初にと申し上げましたが、それだとその後の項目との整合が難しくなるので、小規模特認校制度についてはある程度を謳いこむということで結構かと思います。

【浦嶋副会長】

これまでの審議では児童生徒数や学級数といった主に物理的な数について議論を進めてきましたが、具体的方策の検討段階に入ると、子どもの教育に必要な環境

や、今の井上委員のお話にもありました、外国人の児童生徒や不登校の児童生徒をどうしていくかといった、市としてこれからどのような教育の中身を作っていくのかということとセットで議論を進めていかないと、地域住民の理解も得にくいのではないかと思います。適正規模は少子化になり、学校の統廃合をせざるを得ないということではなく、子どもたちに新しく求められている学力観や様々な能力を育むためのチャンスとして捉えるという考えが望ましいと思います。府内の他市においても議論がされているのは、目指す子ども像、目指す子どもの力をつけるための1つの方法論として、小中一貫校という方策があるという位置づけだと思います。子どもたちの成長も随分変わってきて、明治以降続いている6-3-3制が今の子どもたちに合っているのかという議論から小中一貫校や義務教育学校といった制度の議論も始まっています。要するに、岸和田市の教育大綱に基づく、具体的なプログラムの実現にむけた取り組みとセットで今回の適正配置の具体的方策の検討を行う方が、子どもたちのより良い教育環境という視点において望ましいと考えます。その意味では、教育委員会事務局の主に指導系の部局の議論がどのようなになっているのかという情報も掴みながら検討を進め、教育の中身といったソフトの問題と学校のあり方といったハードの問題の解消を共に図ることがより子どもたちのためにも望ましいと思います。

【久保会長】

重要な視点をご提示いただきました。学校教育課が担当になるかと思いますが、教育の中身、特色ある学校づくりといった視点についても情報を入れながら、適正規模や適正配置を積極的に教育の充実という方向に結び付けていくべきだという意見でありました。それでは校長先生の方々にも、長年の教育現場でご活躍された立場から適正配置の具体的方策についてご意見を頂ければと思います。

【篠本小学校長会代表】

現在の勤務校が24学級ですので、資料③にありました適正化を検討する範囲に入ってきます。その検討というものは資料④に記載されている具体的な方策まで検討するのか、またどこで検討するのかといったことが少しわかりにくいと思いました。また浦嶋副会長のお話にもあったように、学校のハードの部分も大事ですが、市全体の教育をどのように考えていくかということも非常に大事であると思います。

【寺田幼稚園長会代表】

幼稚園も含めて岸和田の学校は地域とのつながりを大切に考えて教育活動を進めてきています。市民協議会が中心となり、地域の方々が学校運営にご協力をいた

だいているところです。ですので、適正規模や配置の検討の際は地域の理解を得ながら進めていくということが重要ではないかと思います。また、資料④の具体的方策の（２）'で施設一体型の小中一貫校の例も挙げられていますが、小学校、中学校だけではなく、幼稚園も含めた形で検討すると、今後の新しい教育の特色が活かされた学校が誕生するのではないかと考えます。

【久保会長】

幼稚園は本審議会では中心的な議論にはなりません、今後の関連性のなかで取り上げていくということになろうかと思います。それでは他にご意見等はございませんでしょうか。

【藤原亨委員】

私の地域の学校であります山滝小学校は明治５年に開校され、間もなく開校１５０年を迎えます。しかしこれがこの先２００年まで続いていくとは今の住民の方も恐らく思っていないと思います。地域の方の多くは、少子化が進んでいるなかでいずれ統廃合といった議論も出てくるのではという思いを持っており、地域住民の意識も変わってきています。もちろん反対される方も出てくるかと思いますが、子どもの教育環境を一番に考えて検討を進めていただきたいと思います。

【久保会長】

学校の歴史を考えると、地域と共に歩んできた大事な学校ではありますが、住民の意識もだいぶ変化してきているということでもあります。

【藤原亨委員】

やはり学校は残ってほしいとは思いますが。先日も近所を散策していた時に、「こんにちわ！」と挨拶してくれる子どもたちの元気な姿を見かけると、地域から学校が無くなり、子どもたちの声が聞こえなくなるということは寂しいことだと思います。ただ今の状況を踏まえると仕方ないのかなという思いもあります。

【藤原修身委員】

山滝地域で仮に学校の統合という話になり、それが他の既存の学校に統合となると非常に通学距離が遠くなります。仮にそういう話になった際は、対象となる何校かの学校の概ね中間となる位置に新しい学校を建てるというほうが地域住民の方に対しても説明がしやすいのではないかと思います。それと先ほど東葛城小学校の小規模特認校のお話で、私も東葛の保護者の方とお話をしたこともありますが、保護者はどちらかというと特認校ということにあまりこだわってなくて、地域の年配の方

が学校を無くすのは困るということで、努力をされているようで、そのあたり保護者と地域の方との温度差があるのかなと感じています。

【中牟田委員】

小学校と幼稚園の連携というお話の中で、新条小学校においても小学校園という形で一緒に活動しています。天神山小学校でも幼小連携の取り組みがクローズアップされていますが、幼小連携で運営している学校園と、分けて活動している施設の把握ができていないのでそのあたり教えて頂きたいと思います。

【高井総務課長】

幼小の施設が一体となり運営している施設は天神山のみになります。そのほか、幼稚園 23 園中の大半は施設併設型で、幼稚園と小学校が連携する取り組みを継続して行っています。

【中牟田委員】

小学校の校長先生が幼稚園長を兼ねている施設と、専任園長を配置している施設があるかと思いますが、そこはどのような違いがあるのでしょうか。

【高井総務課長】

小学校併設の幼稚園については小学校長が幼稚園長も兼務しています。少し離れた配置となっている岸城、東光、城北幼稚園については、専任園長を配置している状況です。

【井上委員】

通学区域の見直しといった検討になった場合、学校の歴史的な背景も踏まえる必要があります。例えば八木小学校区では、八木小学校から八木北小学校、城北小学校、新条小学校、八木南小学校に分かれています。そういったことも理解したうえで検討していかないといけないと思います。それと、具体的方策検討の手順について、まず通学区域の見直しの方策を検討し、それができない場合に初めて統合の検討をするのか、その手順を確認しておきたいと思います。もう一点は、学校の統合の一形態として、施設一体型の小中一貫校の例が挙げられていますが、これは我々が諮問をいただいている、適正規模を確保するための適正配置の範囲でということではしか謳われなれないと思います。カリキュラムや教育内容を前面に出すというのは違和感があります。そういう意味では資料④の（２）´は行き過ぎているというように感じます。

【久保会長】

まず具体的方策検討に順次制については、まず通学区域の見直しが第一でそれができない場合に統合の検討という手順で私としては理解しています。

【藤原修身委員】

その手順で検討できる地域はそれでいいのですが、山滝校区では通学区域の見直しで適正規模化を図ることは難しいと思います。

【久保会長】

基本的には通学区域の見直しの検討がまずあって、次に統合を考えるという事ですが、藤原修身委員がおっしゃったように通学区域の見直しが困難な地域もありますので、そこは並行して検討していくということになるかと思います。あと、小中一貫校の例は少し立ち入りすぎているのではというご意見もありましたが、私も若干そのように思いますので、仮に答申として出していくのであればもう少し丁寧な検討、研究が必要ではないかと思います。この点については次回にもう少し詳しく議論したいと思います。少し触れますと、全国的に小中一貫校が増えてきている背景は、中一ギャップの解消を目的としているところがあります。確かに統計としては小中一貫校を導入すると中学校1年生の不登校の数が減少したという結果が出ていますが、その後が分からない状態であります。中学校3年生や高校1年生になってからその現象が出てくるケースがあるわけで、中一ギャップが解消されてそれでいいということには直ちにならないと思います。また小中一貫校になると小学校高学年の児童がリーダーになるという体験がなかなかできにくいといった課題もあります。そのあたりも含めて小中一貫校については更なる検討が必要ではないかと考えています。

【今西委員】

子どもの立場になり、いい中身になっているかということについて子どもの意見も聞いてほしいといったこともそうですし、私の子どもが小学校にいる時は運動会が地獄だということも言っていました。支援の必要な子どもたちにとって、大規模な学校は煩雑な人間関係となり、それだけでもプレッシャーになります。一概に学力の問題だけを見るのではなく、社会性や人間関係の困難さ、そのあたりの心をどう育てるかという部分について、非常に難しい部分はありますが、社会性や関係性という意味でも子どもたちがより過ごしやすくなるということが大事なのではないかと思います。あと、小規模特認校として今年度から始まっている東葛城小学校の現状について改めてまた教えて頂きたいと思います。通学区域の見直しについては、私の子どもが泉佐野に通学していましたが、泉佐野は通学区域の見直しを順次行ってい

ます。その中でスクールバスは通学時間が長時間化するので子どもたちの負担にもなっているように思います。あと通学時間が長くなるとPTA活動にも支障がでます。泉佐野まで出向いていくのでほぼ一日がかりの仕事になります。近場に学校があるというありがたさは身に染みて感じました。広域化は子どもたちの負担だけでなく、親の連携も大変になるという傾向があります。泉佐野の場合、泉佐野の子どもがわざわざ泉南に通います。通学区域の見直しでますますそれがひどくなってきており、早く岸和田貝塚に支援学校を建設してほしいということはずっと親の立場で要望していますが、大阪府は一切建てませんという返事が来ています。スクールバスを使うとなると費用の面でも大きな負担になりますし、待合所でのトラブル、その時間に行かないといけないというプレッシャーがあります。私の子どもも上手くみちくさをしてバスの時間を乗り過ごし、私が学校まで送っていくということもありました。また待ち合わせ場所での子ども同士、親同士のトラブルといったことも出てきます。施設一体型の小中一貫校については、小学校と中学校では授業時間が45分と50分で違ってくるのでチャイムをどうするといった問題が発生したり、中学校で英語のリスニングの試験をしているときは、小学生は校庭で遊べないという問題が発生したりということで、施設一体型は非常にいいという宣伝がされていますが、実際やっているところでは非常に大変だという声も聞いています。八尾市の事例では一貫校だけでも建物は分けるといったことをしていると聞いています。あと発達の差により、保健室に中学生がたくさんいるため小学生が入りにくいといった事があったり、運動場でも中学生と小学生がぶつかるといったことが多く発生し、小学生が遠慮しないといけないという話が聞こえてきます。よほど十分な条件がないと一体化は大変な部分も多いのかなと思います。そのあたりは慎重に検討していただきたいと思います。

【久保会長】

東葛城小学校の現状については次回事務局より報告をお願いします。あと資料④の3ページ、通学距離時間については非常に気になる点であります。岸和田市では現状目安にしている通学距離時間といったものはありますか。

【高井総務課長】

山手のエリアの一部については国の基準であります4km、6kmを超えた通学距離となっている児童生徒もいます。この地域については通学バスの遠距離補助を行っています。そのほかの地域については一定国の基準には収まっていますが、市として何キロぐらいまでいい、どれぐらいの時間までいいといった客観的な目安について現状は持ち合わせておりません。

【久保会長】

答申を出す際に、通学区域の見直しや学校の統合といったことが将来的に考えられますが、その場合に通学距離や時間はどの程度に収めておくのが望ましいかということも言及する必要があると思います。また次回の会議の際に改めて委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。それに加えて次回の会議で引き続き資料④の審議を行い、そこである程度の合意が形成できればと考えています。それでは最後に事務局から連絡事項の説明をお願いします。

【井上総務課参事】

(次回開催スケジュール等について説明)

【久保会長】

それではこれで第 5 回岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会を閉会いたします。皆さまありがとうございました。

本会議録に相違ないことを認め署名する。

会 長

副 会 長

署名委員
